

週刊WEB

企業 経営

MAGA
ZINE

Vol.732 2021. 7. 13

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2021年7月5日号

金価格はどこまで下がるか？

～米緩和縮小・利上げが逆風に

経済・金融フラッシュ 2021年7月5日号

さくらレポート(2021年7月)

～多くの地域で製造業の水準がコロナ前を上回るも、先行きの慎重姿勢は強い

経営 TOPICS

統計調査資料

景気動向指数

令和3(2021)年5月分(速報)

経営情報レポート

カーボンニュートラルの概要と 企業活動に与える影響

経営データベース

ジャンル:会社法 > サブジャンル:株主代表訴訟

株主代表訴訟の実情 訴訟にかかる費用

ネット
ジャーナル

金価格はどこまで下がるか？ ～米緩和縮小・利上げが逆風に

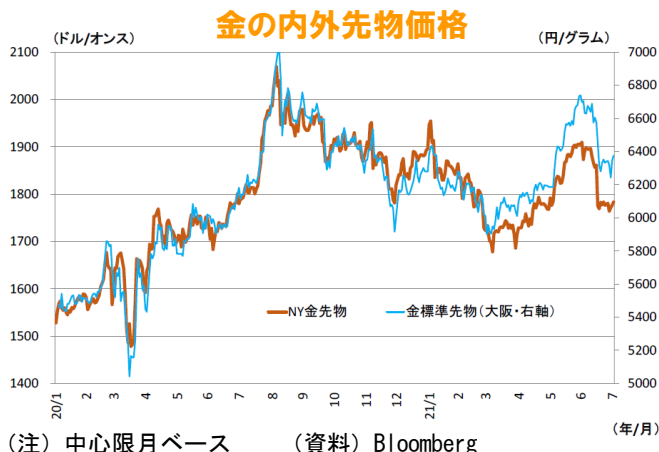
ニッセイ基礎研究所

1 6月FOMCのタカ派的な結果発表を受けて内外の金価格は急落した。市場では近い将来の緩和縮小開始を意識せざるを得なくなったばかりか、その先にある利上げ開始の想定時期まで前倒しされた。

NY金先物と逆相関関係にある米実質金利はFOMC後も小動きに留まっているが、その先高観が台頭したことで金を手放す動きが発生したと考えられる。

また、FOMC後にドルインデックスが上昇し、ドル建てであるNY金の割高感が強まったことも急落の一因になった。

同月下旬には、FRB要人からのハト派的発言を受けて市場の緩和縮小・利上げ観測がやや後退したが、金に対する投資マインドは低迷したままだ。



2 前回FRBが量的緩和の縮小を示唆してから利上げを終了するまでの局面（2013年5月～18年12月）を振り返ると、期間を通じて見た場合、NY金価格は1トロイオンス200ドルほど下落した。

量的緩和縮小・利上げが、実質金利の上昇やドル高を通じて金価格を押し下げた形だ。

ただし、前回の緩和縮小・引き締め局面が長期・多段階に渡った割に金価格の下落幅は限定的に留まったとも言える。この間の物価上昇圧力が限定的に留まったことで、FRBが緩和縮小・引き締めを慎重に進めたことが背景にある。

3 FRBは今回も慎重なペースで緩和縮小・利上げを進めると見込まれ、利上げ余地も限られるとみられることから、金価格への下押し圧力も甚大なものにはならないだろう。

長期の予測で不確実性は高いものの、今後大きな障害がなく、緩和縮小・利上げが数年にわたって進捗するとしても、NY金の下値メドは1400ドル前後に留まると予想している。

4 なお、リスクシナリオとして、今後の米量的緩和縮小・引き締めが頓挫する可能性も排除はできない。

仮にこのシナリオが実現する場合には、FRBは再び金融緩和の維持・強化路線に転じざるを得なくなり、NY金先物は急速に持ち直すと予想される。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください

ネット
ジャーナル

さくらレポート(2021年7月) ～多くの地域で製造業の水準がコロナ前を上回るも、先行きの慎重姿勢は強い

ニッセイ基礎研究所

1 全9地域中2地域で景気判断を引き上げ、2地域で引き下げ

7月5日に日本銀行が公表した「地域経済報告（さくらレポート）」によると、全9地域のうち、2地域で景気の総括判断を引き上げ、5地域で判断を据え置き、2地域で引き下げた。北陸、近畿では総括判断から「厳しい状態」の文言が削除され、総括判断が引き上げられた。

中国、四国は総括判断が引き下げられたものの、「持ち直しのペースが鈍化している」として持ち直しの基調は維持されており、その他の地域でも「持ち直している」あるいは「持ち直しつつある」との認識を示す地域が多かった。

2 業況判断の改善ペースは地域ごとに異なり

「地域経済報告（さくらレポート）」と同時に公表された「地域別業況判断DI（全産業）」をみると、全9地域中8地域で前回調査（2021年3月）から改善し、九州・沖縄は横ばいとなった。

地域別の業績判断DI(全産業)



(資料) 日本銀行各支店公表資料よりニッセイ基礎研究所作成

3 製造業の業況判断は8地域で改善、うち7地域はコロナ前の水準を回復

製造業の業況判断DIは、9地域のうち8地域で改善し、四国は悪化した。

この結果、北海道、四国を除く7地域は新型コロナウイルス感染拡大前（2019年12月）の水準を回復した。

世界経済の回復を背景とした輸出の増加に伴い、製造業の生産活動は堅調に推移しており、景況感も多くの地域で改善がみられた。

業種別には、国際商品市況の改善を反映し、鉄鋼や非鉄金属が多くの地域で改善したほか、世界的な設備投資の回復を背景にはん用・生産用・業務用機械でも改善がみられた。

4 非製造業の業況判断は伸び悩み、製造業との二極化がさらに際立つ内容に

非製造業の業況判断DIは、8地域で改善し、九州・沖縄は悪化した。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴い、対面型サービスを中心に非製造業は前回調査に引き続き低迷を余儀なくされた。

その結果、非製造業の改善幅は製造業を大きく下回っており、製造業と非製造業との二極化の構図がさらに際立つ内容となった。

経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

景気動向指数

令和3(2021)年5月分(速報)

内閣府 2021年7月7日公表

結果の概要

1 5月のCI(速報値・平成27(2015)年=100)は、先行指数:102.6、

一致指数:92.7、遅行指数:92.0なった(注1)。

先行指数は、前月と比較して 1.2 ポイント下降し、12 か月ぶりの下降となった。3 か月後方移動平均は 1.13 ポイント上昇し、11 か月連続の上昇となった。7 か月後方移動平均は 1.07 ポイント上昇し、9 か月連続の上昇となった。一致指数は、前月と比較して 2.6 ポイント下降し、3 か月ぶりの下降となった。3 か月後方移動平均は 0.93 ポイント上昇し、11 か月連続の上昇となった。7 か月後方移動平均は 0.59 ポイント上昇し、7 か月連続の上昇となった。

遅行指数は、前月と比較して 2.2 ポイント下降し、3 か月ぶりの下降となった。

3 か月後方移動平均は 0.37 ポイント上昇し、3 か月連続の上昇となった。7 か月後方移動平均は 0.10 ポイント上昇し、3 か月連続の上昇となった。

(注1) 公表日の3営業日前(令和3(2021)年7月2日(金))までに公表された値を用いて算出した。

2 一致指数の基調判断

景気動向指数(CI一致指数)は、改善を示している。

3 景気動向指数(一致指数)個別系列の推移

	単位	2021/2	3	4	5	
CI 一致指数	2015年=100	89.9	92.9	95.3	92.7	
(前月差)	(ポイント)	(▲1.5)	(3.0)	(2.4)	(▲2.6)	
(3か月後方移動平均(前月差))	(ポイント)	(0.37)	(1.23)	(1.30)	(0.93)	
(7か月後方移動平均(前月差))	(ポイント)	(1.28)	(1.51)	(1.47)	(0.59)	[寄与度]
C1 生産指数(鉱工業)	2015年=100	95.6	97.2	100.0	94.1	[▲0.65]
C2 鉱工業用生産財出荷指数	2015年=100	96.0	99.2	100.6	94.7	[▲0.65]
C3 耐久消費財出荷指数	2015年=100	88.6	93.4	92.9	85.6	[▲0.61]
C4 労働投入量指数(調査産業計)	2015年=100	98.7	103.4	103.9	-	[0.00]
C5 投資財出荷指数(除輸送機械)	2015年=100	96.7	94.1	104.2	102.5	[▲0.18]
C6 商業販売額(小売業)(前年同月比)	%	-1.5	5.2	11.9	8.2	[▲0.41]
C7 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	%	-4.2	2.2	11.4	17.0	[0.16]
C8 営業利益(全産業)	億円	135,547	136,407	-	-	[0.01]
C9 有効求人倍率(除学卒)	倍	1.09	1.10	1.09	1.09	[0.03]
C10 輸出数量指数	2015年=100	99.3	105.0	105.2	102.5	[▲0.26]

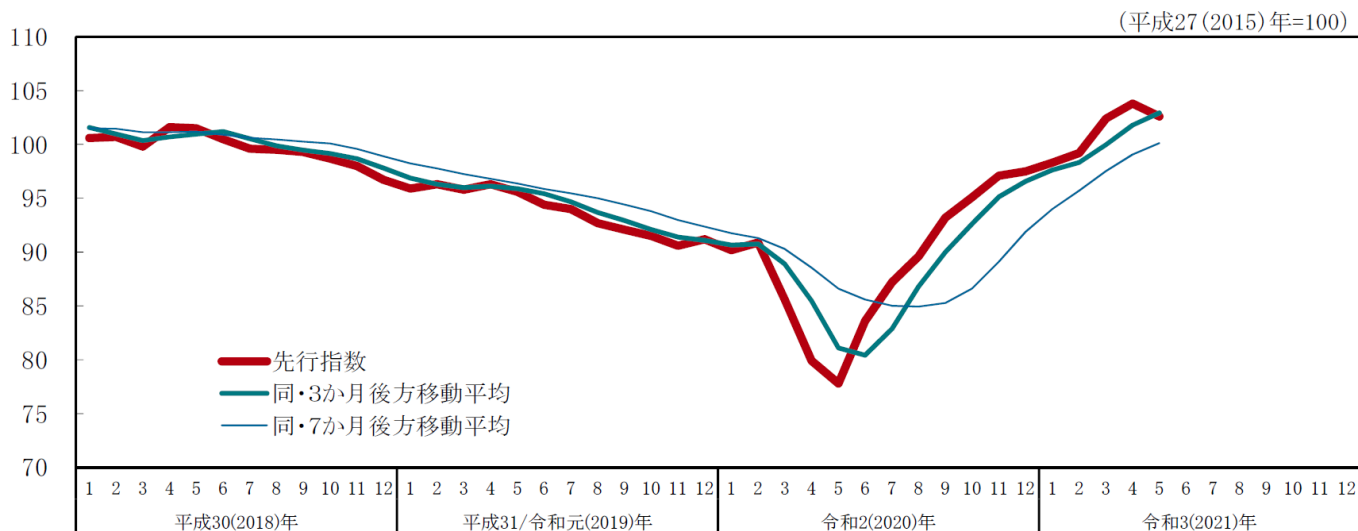
※寄与度は、一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度を示す。

当該系列の寄与度がプラスは 、当該系列の寄与度がマイナスは
「C4 所定外労働時間指数(調査産業計)」「C8 営業利益(全産業)」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。なお、各個別系列のウェイトは均等である。

資料

1 CI先行指数の動向

1 先行指数の推移



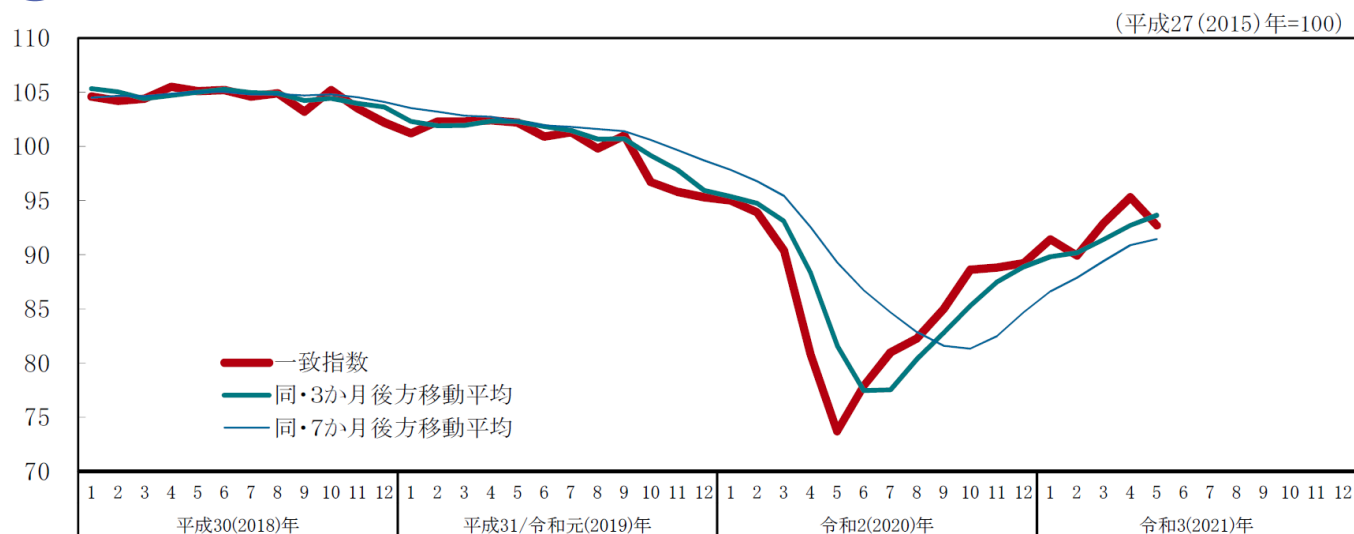
2 先行指数採用系列の寄与度

		令和2年 12月	令和3(2021)年 1月	2月	3月	4月	5月
C I 先行指数		97.5	98.3	99.2	102.4	103.8	102.6
	前月差(ポイント)	0.4	0.8	0.9	3.2	1.4	-1.2
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	1.8	-6.3	1.7	4.0	-5.4	-3.7
	寄与度(逆サイクル)	-0.14	0.62	-0.13	-0.31	0.61	0.46
L2 鉱工業用生産財在庫率指数	前月差	-0.7	-5.1	0.8	-2.9	-2.0	4.5
	寄与度(逆サイクル)	0.11	0.67	-0.12	0.43	0.32	-0.83
L3 新規求人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	0.9	-5.4	-2.8	8.0	-4.3	1.3
	寄与度	0.08	-0.46	-0.35	0.80	-0.49	0.17
L4 実質機械受注(製造業)	前月比伸び率(%)	10.1	-4.4	-5.4	-0.4	10.9	
	寄与度	0.29	-0.14	-0.18	-0.01	0.37	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	-2.9	0.3	3.1	8.0	0.6	-1.4
	寄与度	-0.14	0.03	0.17	0.42	0.05	-0.07
L6 消費者態度指数	前月差	-1.5	-2.1	4.0	2.2	-1.4	-0.6
	寄与度	-0.49	-0.51	0.74	0.78	-0.55	-0.26
L7 日経商品指数(42種総合)	前月比伸び率(%)	2.0	2.1	3.4	1.7	2.6	2.4
	寄与度	0.34	0.34	0.55	0.26	0.46	0.48
L8 マネースtock(M2)(前年同月比)	前月差	0.0	0.3	0.2	-0.2	-0.2	-1.3
	寄与度	-0.05	0.18	0.10	-0.21	-0.23	-0.86
L9 東証株価指数	前月比伸び率(%)	3.9	3.5	3.7	1.9	-0.3	-1.7
	寄与度	0.19	0.16	0.17	0.07	-0.06	-0.16
L10 投資環境指数(製造業)	前月差	0.44	0.12	0.07	0.18		
	寄与度	0.43	0.11	0.06	0.17		
L11 中小企業売上げ見通しDI	前月差	-4.4	-2.3	-1.8	14.6	12.6	-1.3
	寄与度	-0.24	-0.11	-0.09	0.80	0.78	-0.11
一致指数トレンド成分							
	寄与度	-0.04	-0.02	-0.04	0.02	0.07	0.03
3か月後方移動平均		96.6	97.6	98.3	100.0	101.8	102.9
	前月差(ポイント)	1.44	1.06	0.70	1.64	1.83	1.13
7か月後方移動平均		91.9	94.0	95.7	97.5	99.1	100.1
	前月差(ポイント)	2.81	2.10	1.71	1.83	1.52	1.07

(注2) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業用生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、C I 先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 CI一致指数の動向

1 一致指数の推移



2 一致指数採用系列の寄与度

		令和2年 12月	令和3(2021)年 1月	2月	3月	4月	5月
C I 一致指数	前月差(ポイント)	89.2	91.4	89.9	92.9	95.3	92.7
	前月比伸び率(%)	0.4	2.2	-1.5	3.0	2.4	-2.6
C1 生産指数(鉱工業)	前月比伸び率(%)	-0.2	3.1	-1.3	1.7	2.9	-5.9
	寄与度	-0.02	0.35	-0.15	0.19	0.38	-0.65
C2 鉱工業用生産財出荷指数	前月比伸び率(%)	0.1	3.2	-1.8	3.3	1.4	-5.9
	寄与度	0.01	0.36	-0.21	0.38	0.18	-0.65
C3 耐久消費財出荷指数	前月比伸び率(%)	-2.9	2.8	-8.6	5.4	-0.5	-7.9
	寄与度	-0.16	0.16	-0.49	0.30	-0.04	-0.61
C4 労働投入量指数(調査産業計)	前月比伸び率(%)	0.5	1.4	-2.9	4.8	0.5	
	寄与度	0.05	0.15	-0.31	0.50	0.06	0.00
C5 投資財出荷指数(除輸送機械)	前月比伸び率(%)	-1.0	7.3	-1.3	-2.7	10.7	-1.6
	寄与度	-0.08	0.57	-0.11	-0.03	0.60	-0.18
C6 商業販売額(小売業)(前年同月比)	前月差	-0.8	-2.2	0.9	6.7	6.7	-3.7
	寄与度	-0.07	-0.19	0.08	0.58	0.66	-0.41
C7 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	前月差	4.1	-0.7	1.3	6.4	9.2	5.6
	寄与度	0.24	-0.04	0.08	0.39	0.63	0.16
C8 営業利益(全産業)	前月比伸び率(%)	7.7	0.6	0.6	0.6		
	寄与度	0.45	0.05	0.05	0.05	0.00	0.01
C9 有効求人倍率(除学卒)	前月差	0.00	0.05	-0.01	0.01	-0.01	0.00
	寄与度	0.02	0.55	-0.09	0.12	-0.10	0.03
C10 輸出数量指数	前月比伸び率(%)	0.0	3.4	-4.2	5.7	0.2	-2.6
	寄与度	0.00	0.26	-0.33	0.44	0.02	-0.26
3か月後方移動平均		88.9	89.8	90.2	91.4	92.7	93.6
	前月差(ポイント)	1.40	0.93	0.37	1.23	1.30	0.93
7か月後方移動平均		84.7	86.6	87.9	89.4	90.9	91.5
	前月差(ポイント)	2.22	1.92	1.28	1.51	1.47	0.59

(注3) C Iはトレンド(長期的趨勢)と、トレンド周りの変化を合成し作成されるが、トレンドの計算に当たっては、現時点で未発表の系列(前月比伸び率(%)又は前月差が未記入である系列)についても、過去のデータから算出(60か月から欠落月数を引いた後方移動平均)した長期的傾向(トレンド成分)を使用している。そのため、現時点で未発表の系列にもトレンドによる寄与度を表示している。

景気動向指数 令和3(2021)年5月分(速報)の全文は、
 当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。

経営情報
レポート
要約版

経 営

カーボンニュートラルの概要と 企業活動に 与える影響

1. カーボンニュートラルの概要と温室効果ガスの抑制
2. 日本政府の取り組みと諸外国との比較
3. カーボンニュートラルを実現するための具体的な対策
4. 環境に配慮した企業の取り組み事例



参考文献

『「脱炭素化」はとまらない』（成山堂書店） 『超入門 カーボンニュートラル』（講談社） 『カーボンニュートラル経営戦略』（日本経済新聞出版） 『週刊ダイヤモンド 3,000兆円マネーが動く脱炭素完全バイブル 2021年2月20日号』（ダイヤモンド社） 環境省ホームページ 経済産業省ホームページ

1

企業経営情報レポート

カーボンニュートラルの概要と温室効果ガスの抑制

菅総理が 2020 年 10 月の臨時国会で「2050 年カーボンニュートラル宣言」を表明して以来、メディアなどで「カーボンニュートラル」という言葉を見聞きする機会が増えています。

また、例年 6 月下旬に集中する大手企業の株主総会では、カーボンニュートラルをはじめ、気候変動問題に対応する企業姿勢を求める株主提案が相次いだといった報道もなされています。

本レポートでは、気候変動対応や脱炭素といったキーワードとともに「カーボンニュートラル」を取り巻く世界動向や、日本政府の対応を通じて、企業が今後直面するであろう課題や、企業に与える影響の考察、さらに、企業の取り組み事例を紹介します。

■「カーボンニュートラル」とは何か

同宣言の中で、「我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」とあり、ここで第一に着目すべきは、「温室効果ガス」というワードです。

つまり、日本が目指す「カーボンニュートラル」は、二酸化炭素だけに限らず、メタン、一酸化二窒素、フロンガスを含む「温室効果ガス」を対象にすると述べています。

次に着目すべきワードは、これらの温室効果ガスについて、「排出を全体としてゼロにする」と述べているところです。

「全体としてゼロに」とは、「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを意味します。つまり、排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった分について、同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロ、正味ゼロ（ネットゼロ）を目指す、ということです。これが、「カーボンニュートラル」の「ニュートラル（中立）」が意味するところです。そのためには、まずは、排出する温室効果ガスの総量を大幅に削減することが大前提となります。

しかし、排出量をゼロにすることが難しい分野も多くあります。そこで、削減が難しい排出分を埋め合わせるために、「吸収」や「除去」をおこないます。

温室効果ガス（GHG）の種類

二酸化炭素	
メタン	
一酸化二窒素	
フロンガス	ハイドロフルオロカーボン類
	パーフルオロカーボン類
	六フッ化硫黄
	三フッ化窒素

たとえば、植林を進めることにより、光合成に使われる大気中の二酸化炭素の吸収量を増やすことが考えられます。

2

企業経営情報レポート

日本政府の取り組みと諸外国との比較

■ 日本政府が「カーボンニュートラル」を目指す理由

日本政府が目指す「カーボンニュートラル」とは、「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを意味しています。

地球温暖化への対応が喫緊の課題であることに加え、カーボンニュートラルへの挑戦が、次の日本経済成長の原動力につながるからです。

世界では、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げ、大胆な投資をする動きが相次ぐなど、気候変動問題への対応を“成長の機会”にとらえる国際的な潮流が加速しています。

世界中のビジネスや金融市場も、その潮流の中で大きく変化しています。

カーボンニュートラルへの挑戦は、社会経済を大きく変革し、投資をうながし、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出すチャンスともいえます。

■ 諸外国の削減目標と気候変動政策

	カーボンニュートラル 目標	グリーン×成長戦略 の記載ぶり
日本	2050年 カーボンニュートラル <総理所信演説(2020年10月)>	成長戦略の柱に 経済と環境の好循環 を掲げ、 グリーン社会の実現 に最大限注力（中略）もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、 産業構造や経済社会の変革 をもたらす、 大きな成長につながる という発想の転換が必要です。 <第203回総理所信演説(2020年10月)>
アメリカ	2050年 カーボンニュートラル <2020年7月バイデン氏の公約>	高収入の雇用と公平なグリーンエネルギーの未来を創造し、 近代的で持続可能なインフラを構築し 、連邦政府全体で科学的完全性と証拠に基づく政策立案を回復しながら、 国内外の気候変動対策 に取り組む。気候への配慮を 外交政策と国家安全保障の不可欠な要素 に位置付け。 <気候危機対処・雇用創出・科学的十全性の回復のための行政行動に関するファクトシート（2021年1月）>
EU	2050年 カーボンニュートラル <長期戦略提出(2020年3月)>	欧州グリーンディール は、公正で繁栄した社会に変えることを目的とした新たな 成長戦略 であり、2050年に温室効果ガスのネット排出がなく、経済成長が資源の使用から切り離された、近代的で資源効率の高い 競争力のある経済 。 <The European Green Deal（2019年12月）>
英国	2050年 カーボンニュートラル <長期戦略提出(2020年12月)>	2世紀前、英国は世界初の産業革命を主導した。（中略）英国は、 グリーンテクノロジー （風力、炭素回収、水素など）に投資することで世界を新しい グリーン産業革命 に導く。 <The Ten Point Plan for a Green Industrial Revolution（2020年12月）>
中国	2060年 カーボンニュートラル <国連総会一般討論(2020年9月)>	エネルギー革命 を推進しデジタル化の発展を加速。経済社会全体の全面的 グリーンモデルチェンジ 、 グリーン低炭素の発展 の推進を加速。 <第14次五か年計画 原案(2020年11月)>
韓国	2050年 カーボンニュートラル <長期戦略提出(2020年12月)>	カーボンニュートラル戦略を 将来の成長の推進力 として利用 将来世代の生存と持続可能な未来のために、GHG排出量を削減するという課題は守らなければならない国際的な課題であり、この課題は 将来の成長の機会 と見なされるべき。 <韓国の長期低排出発展戦略（2020年12月）>

出典：経済産業省ホームページ

3

企業経営情報レポート

カーボンニュートラルを実現するための具体的な対策

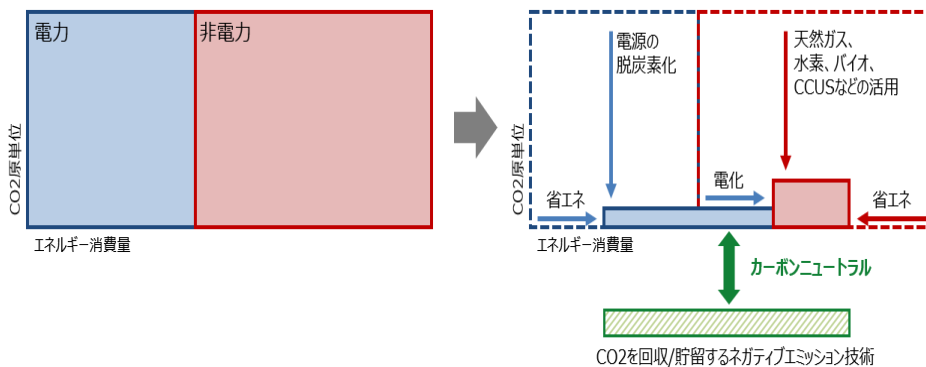
■ 温室効果ガス削減の方法

(1) 非電力部門の電化と省エネによる削減イメージ

これまで、カーボンニュートラルの世界の潮流、日本政府の取り組み目標などをみてきましたが、そもそも「カーボンニュートラル」は、どのように実現しようとしているのかを紐解くことで、今後、企業の関わり方、取り組み方が見えてきます。

実際のところ、「2050年までに達成」という目標は、大変困難な課題です。「エネルギー起源二酸化炭素」削減に関する対策の大きな方向性について、以下の図をもとに解説していきます。

■ 二酸化炭素排出削減のイメージ



「エネルギー起源二酸化炭素」の排出量を考える際の指標として、「エネルギー消費量」と「二酸化炭素排出原単位」があります。「エネルギー消費量」はその名の通り、エネルギーをどれだけ使用するのかという意味ですが、エネルギーの使用には電力として消費するものもあれば、熱や燃料として利用する非電力でのエネルギー消費もあります。「二酸化炭素排出原単位」とは、燃料を燃焼したり電気や熱を使用するなど、ある一定量のエネルギーを使用する際に、どのくらいの二酸化炭素が排出されるかを示すものです。燃料を燃焼したり電気や熱を使用したりすることで排出される「エネルギー起源二酸化炭素」は、以下の式で表されます。

- エネルギー起源二酸化炭素の排出量＝二酸化炭素排出原単位×エネルギー消費量
- 二酸化炭素排出原単位：一定量のエネルギーを使用する時に排出される二酸化炭素排出量
- エネルギー消費量：エネルギーを使用した量

先の図でいうと、縦軸の二酸化炭素の排出原単位と、横軸のエネルギー消費量をかけ合わせたもの（つまり、面積に該当するもの）が「エネルギー起源二酸化炭素の排出量」になります。

カーボンニュートラルを達成するためには、「二酸化炭素排出原単位」と「エネルギー消費量」を低減し、この面積をゼロにしていける必要があります。

4

企業経営情報レポート

環境に配慮した企業の取り組み事例

■ 印刷業〇社の環境印刷への取り組み

(1) 企業概要

- ① 社会的課題を解決できるソーシャルプリンティングカンパニーとして、持続可能な社会を目指して活動している
- ② 第2回ジャパン SDGs アワード「SDGs パートナシップ賞（特別賞）」受賞
- ③ 削減できた二酸化炭素排出量をホームページ上で、日々公開している

(2) 取り組みの特徴

- ① 自社と「ゆかり」のある地域でのカーボンオフセットを実施
- ② 自社サービスを利用した法人顧客にもメリットのあるビジネスモデルづくり

〇社は、創業 1881 年、資本金 2,000 万、従業員 40 名程の明治時代から続く印刷会社です。同社は、社会的課題を解決できる「ソーシャルプリンティングカンパニー」として、持続可能な社会の実現を目指して活動を続けています。

低炭素化社会構築と地域の環境活動支援を旨とした取り組みとして、自社の印刷事業で排出される年間の温室効果ガスを算定し、その全量をカーボンオフセットした「ゼロカーボンプリント」を実施しており、二酸化炭素の排出量は年間約 175 トンに抑えられています。そのカーボンオフセットは、同社と「ゆかり」のある地域の森林育成と温室効果ガスの吸収で実施しています。

※カーボンオフセットとは、人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業による削減活動によって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称

〇社が使用する用紙は、大気汚染や化学物質過敏症の原因となる揮発性有機化合物を含まない、ノン VOC インキ（石油系有機溶剤 0%）です。加えて、環境負荷の少ない電気自動車等を使用した納品も行っています。

■ 〇社が投資する、全国のカーボンオフセット事業

- 住宅太陽光パネル、設備導入における発電事業
- 温泉等の森林バイオマス活動事業
- 県有林活動温泉化対策プロジェクト
- 横浜ブルーカーボンプロジェクト

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:会社法 > サブジャンル:株主代表訴訟

株主代表訴訟の実情

株主代表訴訟の実情について教えてください。

(1) 訴訟件数は中小企業の方が多い

具体的なケースとして、商法等の法律違反、交際費の使い過ぎによる公私混同、不正取引で会社に損害を与えたなどといったことが問題とされることもあります。

(2) 費用

訴える提起時に手数料として訴状に貼付が必要な印紙の額は、訴訟の目的の価額（訴額）によって決まりますが、株主代表訴訟においては、株主が自己に対してではなく会社に対する賠償を求めているので、「財産権上の請求でない請求に係る訴え」とみなされ（847条6項）、算出不能の場合として13,000円です（民事訴訟費用等に関する法律4条2項より、算出不能の場合は160万円の請求と同じに取り扱われるため）。

(3) 提訴件数急増の原因

手数料の安さだけでなく、背景には、法的リスク・マネジメント不足、企業法務に対する認識不足があげられます。

今後、企業側でコンプライアンス体制ができるかどうか、より重要な課題となってきます。

(4) 株主代表訴訟提起の背景

何もないところに、訴訟が起こされることは考えにくく、多くの場合には、根底に問題が起る土壤があると思われます。

- ① 会社におけるスキャンダルが公になり、マスコミ等が調査をしていろいろな事実が暴露されます。これを知った株主から代表訴訟がおこされるパターンがよく見受けられます。
- ② 株主自身が証拠をつかんだような場合に訴訟が起きます。とりわけ、刑事裁判において有罪が確定したような場合は刑事裁判における記録が有力な証拠となるわけですので、株主代表訴訟が起きやすくなります。
- ③ 不正や違法行為が横行しているような会社は、当然のことながら、株主代表訴訟が起きやすく、また経営陣に、コンプライアンス経営が念頭になく、監査・監督機能が全く働いていない状況が危険です。
- ④ ワンマン社長など、わがままなトップがいる企業では、他人のアドバイスに耳を貸さず、気がついたときはのっぴきならない事態となって、株主代表訴訟が起こされます。
- ⑤ 株主構成が不安定で、多数株主と少数株主の間で対立がある場合には、株主代表訴訟が起きやすい背景だといえます。

ジャンル:会社法 > サブジャンル:株主代表訴訟

訴訟にかかる費用

弁護士費用等訴訟にかかる費用を、教えてください。

(1) 調査費用等

株主は勝訴した場合には、後日、調査費用等の償還請求ができることになっています。このことから、勝つか負けるかで大きな違いになってきます。

(2) リスク

株主が敗訴した時は、持ち出しになった費用を負担するだけではすみません。取締役が反撃に出て、不当訴訟として取締役らが被った損害を賠償しろと逆に訴えられることもあります。商法では、株主に悪意があったと認められた場合に限り、損害賠償責任を負わせることにしています。

(3) 訴訟費用を会社が負担した場合の処理方法

会社の役員は、株主から損害賠償請求訴訟を提起された場合に、その訴訟が勝訴又は敗訴にかかわらず訴訟費用及び損害賠償金を自ら支払わなければならないこととなります。

これらの争訟費用等を会社が支払ったときは、区分に応じて次のように取り扱います。

① 役員勝訴の場合

この場合、当該役員は適正に職務を遂行している(職務責任を追及できません)ことが確認されたものであり、提訴に係る費用は、会社経営自体を守る費用あるいは正当に職務を遂行している役員を守るため会社自体が支出すべき費用であるとも考えられます。したがって、役員勝訴の争訟費用を負担(役員の支払った費用の補填)した場合は、その全額が損金となり、役員に対する課税も行われません。

② 役員敗訴の場合

この場合、当該役員は過失等により会社に損害を与えた(損害賠償の責任があります)ことが確認されたものであり、提訴に係る弁護士費用等及び損害賠償金は、当該役員自身が支出すべき費用であると考えられます。したがって、会社がその争訟費用を負担(役員の支払った費用の補填)した場合は、その全額が当該役員に対する給与(役員賞与)とされ、法人の所得金額の計算上損金不算入とされます。

③ 訴訟が取り下げられた場合

訴訟が取り下げられた場合は、責任の所在は明らかとはなっていませんが、敗訴(責任有り)が確定していない以上役員としての職務を適正に遂行しているものと推定され、前記(1)と同様に取り扱うべきものと考えます。

(4) 弁護士費用

商法では、株主代表訴訟で勝訴した株主は、その訴訟を行うために必要であると認められた費用で、訴訟費用ではないものを支出した場合、または、弁護士報酬を支払うべき場合に、会社に対してその費用と弁護士報酬額の範囲内での支払を請求できるようになっています。

これに対して、株主が敗訴した場合は、株主に悪意があった場合でなければ会社に対して損害賠償の責任を負わないということも定められており、会社側にかかった弁護士費用などを弁償する義務也没有せん。